

1. 基本情報

評価対象年度 ( 令和3 年度)

施策コード	131	施策名	人権尊重・平和の推進
将来像	1	安全でうるおいのある暮らしができるまち(「暮らし」の分野)	
まちづくりの基本目標	13	お互いを尊重し合うまち	
担当部署	企画部	主担当課	シティプロモーション課

2. 施策の方向

10年後の姿	地域のなかで、人権尊重や平和希求の意識が広がり、年齢、性別、障害、国籍などに対する差別や偏見を持たない人たちが、互いに認めあい、助けあって暮らしています。		
施策の方向性	1	国籍や文化の違いを受け入れ、認め合う、多文化共生社会の実現をめざします	
	2	人権意識の啓発を進めます	
	3	平和について啓発し、平和を希求する意識の高揚を図ります	

3. 構成事業の状況

(単位:千円)

事務事業名	施策の方向性	担当課	令和3年度決算額
市民相談事業	2	シティプロモーション課	1,435
市役所本庁舎維持管理事業	1	総務課	279,242
平和祈念事業	3	シティプロモーション課 生涯学習スポーツ課	251
国際交流事業	1	シティプロモーション課	97
総事業費(施策の合計)			281,025

4. まちづくり指標

指標情報				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	
①	名称	国際交流事業の参加者数		目標値	800	900	1,000	1,050	1,100
	説明	—	単位 人	実績値	30	33(※1)			
	抽出方法	清瀬国際交流会報告書		達成率	3.8%	3.7%			
②	名称	この一年で戦争の恐ろしさや平和の大切さについて周りの人と話したり、考えたりしたことがある人の割合		目標値	48.0	48.0	48.0	54.0	56.0
	説明	—	単位 %	実績値	47.5	47.5(※2)			
	抽出方法	市政世論調査(令和2、5、8年度実施)		達成率	99.0%	99.0%			
③	名称	人権を身近なこととして意識している人の割合		目標値	50.0	50.0	50.0	59.5	60.0
	説明	—	単位 %	実績値	57.9	57.9(※2)			
	抽出方法	市政世論調査(令和2、5、8年度実施)		達成率	115.8%	115.8%			

※1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減と推測される。

※2 ②③抽出方法が世論調査のため、令和2年度の実績を記載している。

5. 評価(令和3年度実績に対する)

評価基準	評価※	評価理由
投入財源・成果(「3. 構成事業の状況」「4. まちづくり指標」に対する評価)	総合評価(成果、投入財源等を総合的に評価)	維持
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●多文化共生社会の推進のため、清瀬国際交流会が主催する国際交流事業や日本語教室などの事業の実施に対して補助金を交付して活動を促進している。</li> <li>●平和意識の醸成に向けては、市民と協働して平和祈念フェスタ等の啓発事業を実施している。なお、戦争の悲惨さや平和の大切さを学ぶためのピース・エンジェルズ派遣事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した。</li> </ul>

※順調「10年後の達成に向け」、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗が順調に推移している  
維持「10年後の達成に向け」、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗に一部課題がある  
停滞「10年後の達成に向け」、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗が遅れている

6. 施策を取り巻く環境

令和3年度からの変更点	新型コロナウイルス感染症の感染防止策をしっかりと施すなど、新たな生活様式の中での事業実施の可能性を検討する必要がある。 テレビのリアリティ番組の出演者がSNS上での誹謗・中傷を苦に自らの命を絶った事件を契機に、そのようなことが起こらないよう、その対策が求められている。
-------------	---

7. 施策を進める上での課題

①	施策を進める上での課題 課題に対する令和5年度以降の取組	平和祈念フェスタ等の啓発事業に、これまで参加していない市民層の参加を促進し、平和意識を広く啓発する必要がある。 実行委員会において事業の目的意識を共有するとともに、若い世代の委員の意見を反映した有効な事業を企画する。
②	施策を進める上での課題 課題に対する令和5年度以降の取組	コロナ禍における外国人住民に対する生活支援に自治体が役割を果たすことが期待されている。 近隣市と情報交換するとともに、国際交流会と協働し、引き続き外国人住民の支援に取り組む。また、市の広報物への「やさしい日本語」や「カタログポケット」等の活用を積極的に行う。
③	施策を進める上での課題 課題に対する令和5年度以降の取組	インターネット上の誹謗・中傷などが、大きな社会問題となっている状況にあつて、しっかりとした法整備が待たれるところであるが、自治体にもその対策が求められている。 当面は、行為者と被害者を発生させないよう、啓発のための取り組みを行う。